

【機密性 2、完全性 2、可用性 2：関係者以外配布禁止】

規程等の制定等に関する規程（平成 31 年規程第 19 号）の一部を次のとおり改正する。

令和 4 年●月●日改正

経営委員会

新			旧		
第 1 条～第 10 条 (略)			第 1 条～第 10 条 (略)		
附 則 (略)			附 則 (略)		
別表（第 2 条関係） 規程等の形式・分類			別表（第 2 条関係） 規程等の形式・分類		
形式の区分	分類	制定若しくは改廃権を有する者又は組織	形式の区分	分類	制定若しくは改廃権を有する者又は組織
規程	規程 基本方針	経営委員会又は監査委員会（ただし、規程の変更のうち法令改正、閣議決定等に伴う軽微な変更のみを行う場合は、当該規程の制定又は改廃に関する規定にかかわらず理事長とする。（注））	規程	規程 基本方針	経営委員会又は監査委員会
細則	細則 要綱	経営委員長又は理事長	細則	細則 要綱	経営委員長又は理事長
<p>（注）理事長が規程を変更した場合は、理事長はその変更の内容を経営委員会に報告しなければならない。</p>					
様式 1～様式 4 (略)			様式 1～様式 4 (略)		

附 則（令和4.●.●改正）

この改正は、令和4年11月1日から施行する。

【機密性 2、完全性 2、可用性 2：関係者以外配布禁止】

経営委員会規程（平成 31 年規程第 20 号）の一部を次のとおり改正する。

令和 4 年●月●日改正

経営委員会

新		旧	
第 1 条～第 12 条の 2 （略）		第 1 条～第 12 条の 2 （略）	
別表（第 2 条第 1 項第 20 号関係）		別表（第 2 条第 1 項第 20 号関係）	
1	投資原則及び行動規範の変更	1	投資原則及び行動規範の変更
2	役職員の職務に係る倫理及び規律の保持に関する事項	2	役職員の職務に係る倫理及び規律の保持に関する事項
3	第 9 条第 2 項に規定する措置に関する事項	3	第 9 条第 2 項に規定する措置に関する事項
4	役員が管理運用法人と利益が相反する行為を行おうとする場合における当該行為に関する事項（議決にあたっては、当該行為についての重要な事実を開示しなければならない。）	4	役員が管理運用法人と利益が相反する行為を行おうとする場合における当該行為に関する事項（議決にあたっては、当該行為についての重要な事実を開示しなければならない。）
5	役員がその任務を怠ったことにより管理運用法人に対して負う責任の全部又は一部の免除に関する事項	5	役員がその任務を怠ったことにより管理運用法人に対して負う責任の全部又は一部の免除に関する事項
6	経営委員会における組織又はプロジェクトの設置又は改廃に関する事項	6	経営委員会における組織又はプロジェクトの設置又は改廃に関する事項
7	基本ポートフォリオの検証に関する事項	7	基本ポートフォリオの検証に関する事項
8	運用資産又は複合ベンチマークの収益率の算定方式の変更に関する事項	8	運用資産又は複合ベンチマークの収益率の算定方式の変更に関する事項
9	スチュワードシップ責任を果たすための方針の変更に関する事項	9	スチュワードシップ責任を果たすための方針の変更に関する事項
10	ESG 指数選定における実務指針の変更に関する事項	10	ESG 指数選定における実務指針の変更に関する事項
11	年度計画の議決前に調達手続きが必要な概算所要額が <u>5 億円</u> を超える事項（ただし、中期計画に予算計上されているものを除く。）	11	年度計画の議決前に調達手続きが必要な概算所要額が <u>1 億円</u> を超える事項（ただし、中期計画に予算計上されているものを除く。）
12	規程等の制定等に関する規程別表「形式の区分」に定める「規程」に関する事項（ただし、監査委員会が制定、変更若しくは廃止の権限を有するもの	12	規程等の制定等に関する規程別表「形式の区分」に定める「規程」に関する事項（ただし、監査委員会が制定、変更又は廃止の権限を有するもの

新		旧	
	もの又は理事長が変更の権限を有するものを除く。）		を除く。）
附 則 （略）		附 則 （略）	

附 則（令和4.●.●改正）

この改正は、令和4年11月1日から施行する。